

福島県からのお知らせ

避難所の皆様へ

福島県災害対策本部

平成23年4月11日（月）（第3報）

～皆様の御協力をよろしくお願ひします。～

東日本大震災から1か月が経過するにあたり、今回の災害によって亡くなられた方々のご冥福を祈り、本日午後2時46分、黙とうを捧げます。

1 市町村への連絡のお願い

被災され避難している皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、

『**福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター**』

へ、至急、ご連絡をお願いします。

◇ 0120-006-865（フリーダイヤル）

【受付時間：8時00分から22時00分まで（毎日）】

※ 避難所入所者情報センター業務は、上記センターが引き継ぎます。

2 感染症の発生予防について

避難所では集団生活のため、インフルエンザや感染症胃腸炎（下痢・おう吐）などの感染症が流行する場合がありますので、以下のことに注意しましょう。

（1）食事の前、トイレの後にはこまめに手洗いやアルコール消毒（刷り込み式）をしましょう。

- (2) 咳などの症状がある方は、避難所内に流行させないため、マスクをつけましょう。
- ※咳やくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口と鼻を押さえる「咳エチケット」を守りましょう。
- (3) 熱っぽい、のどが痛い、咳、おう吐、下痢など体調がすぐれないときは、できるだけ早めに医師の診察を受けてください。
- (4) 特にまわりに同じような症状の方が増えているときには、医師や保健師、看護師、代表の方などに相談してください。
- (5) 子どもや高齢者では症状が現れにくいことがあります。いつもと様子が違う場合には、相談してください。

○インフルエンザの症状

38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などが主な症状です。

○感染性胃腸炎の症状

発熱、腹痛、おう吐、下痢などが主な症状です。

3 緊急雇用創出基金事業を活用した避難者の雇用について

被災者等の雇用の場を緊急に確保するとともに、双葉郡8町村の役場機能の回復を図るため、各役場が臨時に直接雇用します。

○雇用対象者

- (1) 東日本大震災及び福島第1原子力発電所事故により避難し、仕事に就いていない方（ただし、休業手当又は失業給付を受けながら雇用されることはできません。）

- (2) 未就職卒業者、採用内定取り消し新卒者

○雇用期間：おおむね3か月間

○従事していただく業務内容の例

- ・行政機能向上のための一般事務補助、義援金の給付事務補助
- ・避難所でのパトロール、こどもの一時預かり、学習支援
- ・避難所生活者の入浴施設等への送迎、清掃、飲食の配膳 など

○募集方法

今後、内容が決まり次第、各町村が避難所へのチラシの配布やハローワークなどを通じて行います。

4 生活福祉資金について

生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付制度のご案内です。

○貸付限度額：1世帯につき1回限り原則10万円以内（4人以上の世帯である場合などには20万円以内。）

お住まい又は避難している市町村の社会福祉協議会が受付窓口です。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉協議会 生活福祉資金担当：024-523-1250
福島県社会福祉課：024-521-7322

〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

5 災害義援金について

○県に寄せられた義援金等について

※ 地震発生時に住んでいた市町村を通して支払われる予定ですが、現在支払体制を整えておりますので、もうしばらくお待ちください。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉課：024-521-7322

放射線相談Q&Aシリーズ（2）

【問】知らずに摂取した場合、セシウムの半減期が30年と長い影響が長く続くのではないか。

（答）セシウムを体内に取り込んだ場合、排泄による効果が期待され、70日間でその量は半分になります。

◇ 放射線に関する相談 ☎024-521-8127

【受付時間：24時間対応】

市町村問い合わせ先一覧

方部		一般問い合わせ用電話番号	方部		一般問い合わせ用電話番号
相 双 管 内	南相馬市	0244-22-2111	県 南 管 内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0247-72-6246		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155・2156		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	024-946-3376		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731~4735		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-2651・2653		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111	喜多方市	0241-24-5221	
	飯館村	0244-42-1611 【平日昼間のみ】 0244-42-1626 【24時間対応】	北塩原村	0241-23-3111	
	いわき市	0246-25-0500	西会津町	0241-45-2211	
県 北 管 内	福島市	024-535-1111	会 津 管 内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
郡山市	024-924-7111	会津美里町		0242-55-1122	
県 中 管 内	須賀川市	0248-75-1111		南 会 津 管 内	下郷町
	田村市	0247-81-2111	檜枝岐村		0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111	只見町		0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町		0241-62-6100
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	小野町町民体育館(小野町大字小野新町)	
	平田村	0247-55-3111	檜葉町	会津美里町本郷庁舎(会津美里町字北川原)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま(郡山市南)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま(郡山市南)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎	
小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校(埼玉県加須市)		
		浪江町	二本松市役所東和支所(二本松市針道)		
		葛尾村	川西公民館(会津坂下町大上)		